

臨時福祉給付金事業

平成 26 年 4 月から消費税率が 5 % から 8 % へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々に与える影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金の支給を行った。

1. 支給対象者

平成 27 年 1 月 1 日現在河内長野市に住民登録をされている方で、平成 27 年度市民税（均等割）が課税されていない者（市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く）

2. 受付期間

平成 27 年 8 月 3 日～平成 28 年 2 月 3 日

3. 支給額

1 人につき 6, 000 円

4. 支給実績

支給（不支給）決定人数 16, 924 人 支給金額 98, 838, 000 円

（内訳）

支給決定人数 16, 473 人

不支給決定人数 451 人